

大竹市告示第 6 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 8 条第 4 項の規定により、大規模小売店舗の設置者に対し市は意見を有しない旨を通知したので、大竹市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱（平成 2 0 年 4 月 1 日制定）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該通知を縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

大竹市長 入 山 欣 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（1） 名称

ゆめタウン大竹

（2） 所在地

大竹市晴海一丁目 1 番 5 号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者及び住所

（1） 名称

ア 株式会社晴海プラザ

イ 株式会社エディオン

ウ 株式会社イズミ

（2） 代表者

ア 代表取締役 鳥田 克茂

イ 代表取締役社長 久保 允誉

ウ 代表取締役社長 山西 泰明

（3） 住所

ア 広島県大竹市晴海一丁目 6 番 1 0 号

イ 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番 1 8 号

ウ 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

3 市の通知年月日

令和 5 年 3 月 2 9 日

4 市の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

（1） 縦覧場所

大竹市総務部産業振興課（大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号）

（2） 縦覧期間

令和 5 年 3 月 3 1 日から令和 5 年 5 月 1 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定

する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで